

# シニア人材を会社の力に！ 70歳までの就業機会の確保に 取り組む企業を応援します。

令和3年4月より「70歳までの就業機会の確保」が**努力義務**となり、  
多様な働き方のニーズに対応するため

- ①定年の引き上げ：65歳まで→70歳までに拡大
- ②定年制の廃止：これまでと同じ
- ③継続雇用制度の導入：65歳まで→70歳までに拡大



**雇用によらない働き方「創業支援等措置」**として

- ④70歳まで継続的に**業務委託契約**を締結する制度：新設
- ⑤70歳まで継続的に**社会貢献事業等**に従事できる制度：新設

①～⑤のいずれかの措置を講ずるよう努めることとされています。

## 上記④⑤創業支援等措置の

### 制度の内容・導入、就業規則の改正等について

社会保険労務士に

**無料**でご相談いただけます。



企業・高齢者双方  
にメリットのある  
制度作りを  
応援します！

※④又は⑤にあわせて①～③についてもご相談いただけます。

- ◆対象 創業支援等措置に関心をお持ちの企業・団体
- ◆相談料 無料
- ◆申込受付期間 令和5年4月1日～令和6年3月8日  
ご相談は1事業主様2回まで（1回2時間程度）

ご相談のお申込みは裏面をご覧ください

岡山県社会保険労務士会のホームページにアクセスいただき、登録フォームからお申込みいただくか、下記申込書にご記入のうえ、FAXでお申込みください。  
なお、QRコードからも申込可能です。

岡山県社会保険労務士会

検索



◆申込受付期間 令和5年4月1日～令和6年3月8日  
ご相談は1事業主様2回まで（1回2時間程度）

### 高年齢者就業確保措置に関する相談申込書

☎ FAX 086-226-0180

申込年月日	年 月 日		
御社名		業種	
所在地			
TEL			
ご相談される方	部署		
	役職・氏名		
	TEL		

ご希望の相談方法に☑願います。

御社へ訪問

オンライン

相談の上決定

ご相談内容を具体的にご記入ください。